

青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会の概要

- 1 設置根拠 青森県附属機関に関する条例(昭和36年1月青森県条例第14号)第2条(設置年月日 平成14年4月15日)
- 2 担当事務 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成13年12月青森県条例第71号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- 3 委員構成 学識経験を有する者
森・川・海を中心に、文化、動植物、子ども関連などについて、それぞれの専門知識を有する者を選任し、幅広い意見を条例の施行に反映させている。
- 4 委員定数・任期 10人以内・2年
- 5 会議の公開 公開
- 6 備考 部会を設置していない
- 7 お問い合わせ先 県土整備部河川砂防課水政グループ
Tel 017-734-9661
Fax 017-734-8191
E-Mail kasensabo@pref.aomori.lg.jp